

(第一類 第八号)

衆議院第三十四回国会農林水産委

五二〇

員会議録第二十九号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)

五月十七日

委員金丸信君語呂呂にござり、名の相手として大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同 日
委員大久保武雄君辞任につき、その
補欠として金丸信君が議長の指名で
委員に選任された。

五月十六日

農業灾害補償制度改正に関する請願
(塚田十二郎君紹介)(第三七四七号)

同外五件（石田宥全君紹介）（第三二八
八一號）

同外九件（猪俣浩三君紹介）（第三二八
八二号）

同外二件（小松幹君紹介）（第三八八
三号）

同 横井奎夫君紹介(第三八八四)

同外十件（東海林總君紹介）（第三八
号）

八五号)

同外二件（三宅正一君紹介）（第三八八六号）

八七号

同外四件（大島秀一君紹介）（第三九三号）

六七号)

農業災害補償制度の改正に関する講 号)

顧外二十件（足鹿覺君紹介）（第三八八号）

第一類第八号

農林水產委員會議錄第二十九號

五月十七日

果樹農業振興特別措置法案の成立促進に關する請願（中澤茂一君紹介）
(第三九二四号)

同(原茂君紹介)(第三九二五号)

同(松平忠久君紹介)(第三九二六号)

同(増田甲子七君紹介)(第三九二七〇号)

農産物加工のための試験研究機関強化に關する請願(中澤茂一君紹介)
(第三九二七号)

同(原茂君紹介)(第三九二八号)

同(松平忠久君紹介)(第三九二九号)

同(増田甲子七君紹介)(第三九六九号)

農業灾害補償制度の改正促進等に關する請願(山中貞則君紹介)(第三九七一号)

砂糖の貿易自由化反対に關する請願
(山中貞則君紹介)(第三九七二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

開拓當農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に關する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○吉川委員長 これより会議を開きま
す。開拓者農振興臨時措置法の一部を改
正する法律案、開拓者資金金融通法の一
部を改正する法律案及び開拓者資金金融
通法による政府の貸付金の償還条件の
緩和等に関する特別措置法案を議題と
いたします。
御質疑がなければ、以上の三法案に
対する質疑はこれにて終了いたしま
す。
○吉川委員長 ただいまの三法案に對
し、それぞれ、自民、社会及び民社三
派共同提案の修正案が提出されており
ます。各修正案はお手元に配付いたし
てある通りであります。
開拓者農振興臨時措置法の一部を
改正する法律案に対する修正
案
開拓者農振興臨時措置法の一部を
改正する法律案の一部を次のよう
に修正する。
第五条の二第一項中「こう水」の下
に「低温」を加える。
第九条第三項中「委員十人以内」を
「委員十四人以内」に改める。
——
開拓者資金金融通法の一部を改
正する法律案に対する修正案
開拓者資金金融通法の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正す
る。
附則第三項の改正規定を次のよう
に改める。

附則第三項中「第二条第一項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第一条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「九年」とあるのは「二十一年」と、同条第五項中「四年」とあるのは「六年」とする。」に改める。

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用について、前項と同

○吉川委員長 起立總員。よつて、本

修正案は可決いたしました。
次に、本案の修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

に即応する修正計画の提出を認め
るよう措置すること。

右大義する。についても振興対策資金との均衡を保つようその貸付条件の緩和措置にいかんきを期すべきである。

以上でござります。

○吉川委員長 次にお詫びいたします。ただいま修正議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長方に御一年願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「眞議な」〕と呼ぶ者あり
○吉川義員長 御賛議な」と認め、さ
よう決しました。

午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十四分仍龍

午後二時三十二分開講
○吉川委員長 休憩前に引き続き会議
を開きたい。

農地法の一部を改正する法律案及び 開きます

農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に両案の補足説明

○伊東政府委員 私から農地法の一部を求める。伊東農地局長。

を改正する法律案の提案理由の補足説明をさせていただきます。農協法につきましては別途農協部長へお預けいた

お詫びしては別途賃料を長からお願いします。お手元に資料を
ることにいたします。お手元に資料を

きまして読みながら御説明申し上げます。

御承知の通り、農業法人問題につきましては、最近果樹地帯等におけるまし

て発生しておりまして、法人によります農業経営は、当初は税負担の軽減と

いうことが強く叫ばれまして、それにつれまして経営の合理化をはかるとい

うような目的で一戸一法人という形で
行なわれて参ったのでございますが、

その後におきまして、農機具でありますとかあるいはいろいろな農業用の施

設等の資本設備の遊休化の防止でござ

第一類第八号 農林水産委員会議録第十九号 昭和二十五年五月十七日

いりますとか、いろいろな生産費の節減あるいは労働力の調整といふようなことを目的としました。たとえば立間のように、うな例でございますが、そういうようなな共同化の法人の形も実は行なわれて参ったわけでございます。

しかしながら、現行の農地法の法体系からいきますと、不在地主の發生や土地の兼併を防止する規定あるいは小作料統制の規定を設けまして耕作者の地位を安定する、そういうことをいたしました。まして、農地改革の成果の維持をはかっているというのが現行の農地法のかつての趣旨でございますが、この農地法の制定の当時は、現在問題になつておりますよろな法人による農業經營の發生と、いうものをあまり予想しておりませんでしたので、この法人經營によつて生ずるおそれがあります土地兼併の問題です。ありますとか、あるいは不在地主と同様な存在が発生しまつたり、あるいは土地法制定の趣旨に反するおそれがあるといふような考え方を持つておりますので、現行法のままにいたしまして、これが課税上問題になり、非常にいろいろな弊害を防止する規定が実は欠けておりますので、徳島県下においては、百戸の二戸一法人が出て参りました。田会等でも問題になりました場合に、この有限会社による農地の使用収益権の取得の許可の申請がありました場合に、実は、御承知のように、農業委員会に、著しく現行の農地法の制度のままでには不当であるからということです。議命令も出したような次第でござりますして、その後、農民の創意を生かし、自作農の延長ということが考えられるものに限りまして法人によります農業

經營が行なわれるようにならうことを、現在の法制の検討をいたして参ったわけでござります。そして、この検討はいたしておきましたが、御承知のように、昨年三月、当委員会におきまして、現行農地法の基本原則を変更し

経済の窓を開いて、いろいろなことにいたしました。法人によります農業改正を要します。条文はだいぶござりますが、以下実質的な問題に關係あります。条文について御説明申上げます。

一番大きいといいますか、第三条の

土地の兼併やあるいは經營が極端に零細になりますことを防止しよう、あるいは、せっかく創設しました解放農地が再び小作地となることを防止するというような、自作農創設の方針に逆行したりあるいは耕作農民の地位を弱めたり農地改革の成果を無にするこのないような趣旨で規定をいたしておるわけでござります。

な考え方で法制を組み立てているわけではございません。
このようにしまった結果、一定の要件を備えました法人に対しましては、創設地の貸付でござりますとか、あるいは小作地の転貸でありますとか、あるいは小作地の所有制限の問題、あるいは、取得の最高制限面積が従来の法人ですと三町歩になつておりますといった、いろいろな特例も実は認めたわけ

経営が行なわれるようにならうにということと
で、現在の法制の検討をいたして参つた
たわけでござります。そして、この検
討はいたしておりましたが、御承知の
ように、昨年三月、当委員会におきま
して、現行農地法の基本原則を更変し
ない、そういう範囲ですみやかに所要
の法的措置を講すべきだという御決議
もございましたし、また、著しく不當
だということにいたしております。
そのままにもいたしておけない、放置
し得ない情勢もございましたので、そ
の後、農林省におきまして、将来の農
業経営のやり方をいたしましてどうい
う法人形態のものがいいかということ
を種々検討いたしたわけでございま
す。実は、検討いたしておりました過
程におきまして、基本問題調査会等と
もいろいろ御連絡をいたしたのでござ
りますが、現在は答申が出て参つてお
りますので、将来の農業経営のあり方
につきましてはまだ答申に基づきまし
て慎重に検討しようというように考案
しております。現在のこととは、当面の
農業法人問題に対処するという考え方
から、農地法と農協法の一部改正を行
ないまして、どういう形の法人を農民
が選択するかということにつきまして
は農民の自主性にまかせることにいた
しましたして、実は、単独立法によりま
す農業法人といふようなものにつきま
しては、将来の農業経営のあり方を十
分検討いたしました上で、どういう形
をとるかと、ということにしたいといふこ
とにして、今申しましたように、農民
がどういう形を選ぶかにつきましては
農民の自主性にまかしまして、商法に
よります法人あるいは農協法による農
協といふ法人、どちらでも選ばれるよ

経営の窓を開いていこうということにござりますが、以下実質的な問題に關係でございますが、第三条は、現在は農地等の使用収益権の取得に関する場合の許可の基準を実は書いております。第三条は、その第一項で、農地または採草放牧地につきまして、所有権の移転とかあるいは地上權・永小作権のような物権でありますとか賃借権等の使用収益権の設定であるとかあるいは移転、こういう場合に行政庁の許可を得なければならぬということにしておりますが、許可のない場合は効力を生じないというような重要な規定でござります。そして、この中で、許可ができない場合といふことで、実は第二項の一號から八號まで、こういう場合には農地の使用収益権の設定なり移転なりあるいは所有権の移転ができないと申しますと、たとえば、第一号によりますれば、小作地または小作採草放牧地につきましては小作農及びその世帯員以外の者には取得を認めませんと申しますと、たとえば、第一号から八號まで許可されば内地平均五町歩といふような最高の経営の限度を規定しております。こらいうように、一号から八號まで許可是、小作地をなるべく自作化しよう、あるいは、不耕作目的の土地の取得や

土地の兼併やあるいは經營が極端に零細になりますことを防止しよう、あるいは、せつかく創設しました解放農地が再び小作地となることを防止するというような、自作農創設の方針に逆行したりあるいは耕作農民の地位を弱めたり農地改革の成果を無にすることのないような趣旨で規定をいたしておるわけでございます。

ところで、法人の一般につきましては、この七八ページに書いておりますが、同一人が数個の法人を支配するといふようなことで、土地の兼併を起こすようなどとおもひしましようし、あるいは、一応所有権等を出資いたしまして、市町村の外に出てしまって、よくなことで、従来そういうことは認めておりません不在地主と同じような存在も出てきましようし、あるいは、小作料につきまして実質的にもぐるといふような弊害が出るおそれがあるといふふうに考えまして、今出してあります法律案では、農地法の根本原則は堅持するといふようなことで、今申し上げましたような弊害の発生するような権利の取得は防止するということにしまして、耕作農民に労働の成果を公正に享受させるといふ考え方から、人には、所有権の取得は認めませんで、賃借権、使用貸借による権利といふことに限りまして、しかも実質的には自作農の延長といふような形のものを考えたらどうかということで、非農法の根本原則を変えないといふような法議もございましたし、そういうふうに

な考え方で法制を組み立てているわけではございません。

このようにしまった結果、一定の要件を備えました法人に対しましては、創設地の貸付でございますとか、あるいは小作地の転貸でありますとか、あるいは小作地の所有制限の問題、あるいは、取得の最高制限面積が從来の法人ですと三町歩になつておりましたのが、これは構成員にかける平均の取得できます最高面積というようなことで、いろいろな特例も実は認めたわけでござります。

そぞいぢょよな關係で、第三条にはいろいろな規定を置いたのでござりますが、先ほど申し上げましたように、所有権は認めないということがまず規定されております。これは、例外といたしましては、政令で、近く委員会に御提出できると思うであります、市町村等とかその他の公共団体が公有・公用で土地を取得しますとか、あるいはその土地においての耕作がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究あるいは農事指導であるというような場合には、例外的に所有権を認めるということを政令で出すつもりでございますが、原則としましては所有権は認めないわけであります。

それから、先ほど申しましたように、なるべく自作農の延長という考え方をとつておりますので、法人につきましても、九ページに(1)、(2)、(3)と要點を書いてあります、法人の事業が農業及びこれに附帯する事業に限られること、また、その法人のすべての構成員が、その法人に対する農地または採草放牧地を貸し付けて個人であるか、あるいはその法人に貸し付けるために許

可の申請をしている個人であるか、あるいはその世帯員といらうよなことで全部がこれに加入しておること、また、権成員は常に農業に従事するという者に限定しました。要するに、非農民的なものでなく、やはりこれは自作農の延長という考え方からいたしまして、なるべくそういうような要件を備えた者以外は認めない、特例は認めないということにして、いこうといふ考え方でございます。

つきまして法人にこれを貸し付けることができるという趣旨の規定を置きました。これは、小作農が法人に参加できないということではまずいので、小作農につきましても、小作地につきましては転貸を認めまして、法人に参加を許しておるというような制度であります。

大体以上が第三条関係でございま

いますが、今度法人が農業經營を営みますにつきまして、在村一町歩しか認めぬということになりますと、たとえば二町持つている人が全部法人に土地を貸しますということはできなくなりますのでこれにつきましては小作地の所有制限の例外を認めまして、第七条第一項に第八号を追加しまして、そういうものは在村している者につきましては所有制限の例外とするといふよ

をしておりましたものを法人に貸し付けてます場合に、これは本来不在地主の小作地となりまして買取されるということにも心配がありますので、これも不都合な結果が生じますので、これも規定を追加いたしまして、出作の場合におきましても、所有者がこの法人に貸し付けます前一定期間引き続いて有していました住所のあります市町村区域内にそのまま住所を持つてはいるという場合に限りまして、出作の土地を法人に

いは小作採草放牧地の所有の制限の例
外規定といふよならこの適用を受け
なくなつた場合にはどうするかといふ
ような規定が第九条に實は書いてある
わけでござります。現在は、第九条で
は、所有してならない小作地として公
示をされます場合には、一定期間内に
その小作地または小作採草放牧地を他
人に譲渡しない場合には國が買収する
ということになつておりますて、所有
の制限の趣旨を実効あらしめるように

それから 第三番目には 先ほどの申しおげたように、現在の法律では法人につきましては特殊な例外を除きまして内地平均三町歩といふことになつておりますが、今度は、その構成員の数について、内地平均三町歩でありますれば、法人であります場合には五世帯ならば十五町まではいいといふような規定を置いておられます。これは今まで三町歩でございましたのに対しましてかなり積極的な面であろうと考えております。

第四番目には、自作農の延長という形をとつておりますので、法人が經營する農地なり採草放牧地につきましてほとんど全部人から借りてやるといふ形ではまずいのではないか、やはり構成員がその法人に貸し付けます農地が半分以上といふことがいいのではないかといふようなことで、大部分を構成員以外の者から借りてきてやるということは認めないといふ規定を置いております。

そのほかに、現在、解放しました創設農地につきましては、さらにはかに貸すということは認めておりません。また、小作地につきましても転貸を認めておらないのであります。が、両方とも置いております。

が、実は、小作地の所有制限がござります。御承知のように、第六条の第一項では二つのワクを設けておりまして、小作地の所有制限を規定いたしております。第一番目に不在地主の排除、これは農地法の根本原則になつております。不在地主を認めないと、ことと。在村地主でも内地でありますと平均一町歩しか小作は認めないといふになつております。それから、七条では、実は國とか地方公共團体が公有または公用の用に供しております小作地あるいは転用相当で知事の認可を受けた小作地、こういうものにつきましては実は所有制限の例外を定めております。また、六条の六項では、第七条に書いてある中で、焼き畑、切りかえ畑といらうようなものにつきましては収穫が著しく不安定でありますし、あるいはまたそのほかに利用権の設定によつて新しく小作地になつた土地といらものは、その性質上所有者の所有面積に算入しないということになつております。六条の一項では、不在地主を抑え、それから、それとともに在村地主の小作地の所有面積は一町歩ということを規定して、第七条では若干この例外を実は認めているわけですが

とおは三町持っている人が法人に参 加します場合に、三町全部出しまして も、従来のように小作地は一町だった からあの二町はいかぬということに はならぬように、所有制限の例外をと こで認めているわけでござります。 それから、また、もう一つの例でござ いますが、十三ページでござりますが、たとえば、ここに書いてあります ように、自作兼地主であります。たと えば、二町歩は自分で耕している、そ のほかに一町歩をほかの人々に貸し付け ているというふうな場合に、二町歩を 法人に貸貸しますと、これは小作地が 三町になってしまって、法人以外に貸貸 してある一町歩は、これは區に買取さ れてしまふといふようなことになります して、法人参加ができなくなるという 不都合が生じますので、こういう土地 につきましては、自分が法人に入る分 の二町のはかに一町貸しておりますれば、そういうものは所有面積の計算に 算入しないといふようなことで、法人 に参加することによりまして不都合が 生じないように、新しい規定をここに 加えておるわけでございます。

それから、もう一つ、次の出作の例 外でございますが、実は、これは、出作

貸しましても、それは不看地主としてじやなくて在村といふふうに見なします。して買取しないというふうな規定を加えているわけでございます。

それから、また、現在は、小作地につきまして、疾病とかあるいは負傷による療養であるとか、あるいは就学あるいは公選による公職への就任といふような特別な事情によりまして一時的に不在になります場合には、在村を見なして、不在地主の取り扱いをしないということにいたしておりますが、今まで述べましたように、出作の問題でありますとか、あるいは第八号で小作地に算入しないといふようなものにつきましても、一時不在がございましても、これは例外として普通の小作地と同様に見なすといふふうな——一時不在でありますか、在村を見なすといふふうな規定を踏きまして、不都合が生じないようなどいろいろにしたわけでございます。

それから、次に、第九条の関係でございますが、これは、法人が農地または採草放牧地の使用収益権を取得しました後に、法人が適格性を失いましたりまたは構成員が構成員でなくなつたという場合に在村地主の小作地ある

いたしておるわけでござりますか。これは、今度は法人が適格でなくなりたつたあるいは法人の構成員でなくなつたという場合にすぐこれが発動しますこと、不都合な場合を生じますので、この場合には、あとで申し上げますが、二十九条によります貸借の解除、解約等の許可ができるように規定を置いたわけでございます。これは、あくまで法人に参加しているという個人につきまして重く見て、いこうとというような趣旨からしまして、法人が適格性を失つたということだけで直ちに小作地の例外規定がなくなりまして國が買収するといふようなことでも困りますので、二十条によりまして、その個人が貸借の解除、解約等の申し入れをするといふような規定をしまして、その場合はある程度不都合を救つて、いこうといふような規定を置いたわけでござります。それで、法人に貸し付けておりまらないといふような公示がありました場合には、一定期間——まあ三ヵ月くらいを考えておりますが、二十条の該当してくる、そろして所有してはならない小作地または小作採草放牧地等が、法人が適格性を失いまして所有制限に該当してくる、そろして所有してはならないと、いふような公示がありましたらいいを考えておりますが、二十条の許可を受けまして貸借の解除、解約の申し入

れをすると、いふ場合には、国はその買取をしないこととしている。あるいは、また、その期間内に解約の許可の申請がございまして、期間経過後もまだ処分がないと、いう場合におきましては、処分があるまでは買取しないといふよろしくなことにしまして、その個人を保護していく、こういふような規定でござります。

農地につきましての例外規定の効力を失つた場合にどうするかということをございますが、これにつきましては、大体の考え方は小作地の例外規定の場合と同様でございまして、それも現在の法律では直ちに買収をされるというようなことになりますが、これも二十一条の規定を置きまして、やはり解約の申し入れをするというようなことをしまして、ある一定の期間内には直ちに国が買収するというようなことをしないで、創設農地を法人に貸しました個人の保護をしていくという規定を十五条の二でやつているわけであります。

二十九条の関係が出てござりますが、今回の法的措置では、実質的には自作農の延長と見られるような法人に農業経営の道を開いていくこといろいろなことでございまして、そのような法人が条件を欠いたというような場合におきましては、そこに貸しておる個人につきましては、なるべく自作地としてまたその返還を受けましてみずから耕作できる機会を与えるのが適当であるといちよくな考え方からいたしまして、この二十九条第二項に第四号を追加したわけでございます。

さいます。最後に、八十条の改正でござりますが、これは若干法人とは違らぬのでござりますが、現行の八十条では、農地改革の際に國が買収いたしました農地でありますとか未墾地等で耕作者に売り渡さないで國が管理をしているもののうちで、その後の事情の変化によりまして、その農地につきまして自作農の創設をしない、または土地の農業上の利用の増進の目的に使わないのでござりますが、それで、その後の事情の変化によりまして、その農地や未墾地は買収前の所有者に売り扱うということに実はなつてゐるわけござります。しかし、買収前の所有者が死亡したり、あるいは法人でありますとそこの法人が合併によつて消滅をしてしまつたのであります。しかしながら、買収前の所有者がないということでもよかつたのであります。そこで、その後、市町村合併の促進でありますとか、あるいは宗教法人の組織がえを國の政策として強力に推進しましたといふような關係で、たとえば合併後の新しい市町村でござりますとかあるいは旧宗教法人の一般承継人である新宗教法人に對してこれを売ることができないというようなことになりまして、いさか不つきまとしても法人との均衡をとるといふよろなどとで、これを旧所有者の一般承継人今まで売らうという考え方でござります。

ざいます。これは、従来は買収前の所有者とありましたものを、所有者の承継人にまで売れるという拡大をしたわけでございまして、これによりまして今までの農地とか未墾地をよけい売るという問題とは別でございまして、農地とか未墾地を農業上の利用に使うか使わぬかということの判定は、これによっては何にも左右されるわけではございません。そういうように判定されたものにつきまして、今言いましたような一般的の承継人にも売ることができるというような規定を、これは法人とは直接の関係はございませんが、一条を挿入いたしたわけでございます。

最後は附則の関係でございますが、附則では、農業委員会等に関する法律、あるいは畜農家創設特別措置法、あるいは土地改良法の一部を改正する法律、あるいは今御審議を願つております果樹農業振興特別措置法案でございますが、こういう法律が関係いたしておりますので、これについての改正を実は附則でいたしているわけでございます。

まず、農業委員会等に関する法律でございますが、これは、現行法の八条によりますと、北海道は三反であります。内地は二反歩以上の農地につきまして耕作の業務を営んでおります者が農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有するわけでござりますが、今回その改正によりまして、ある個人がその法人に農地の一部なりました全部を貸し付けました結果、今申ました資格の一反、北海道は三反でございますが、夫満になりますと、選挙権なり被選挙権を失うということになります。これは同居の親族、配偶者

も同じでござりますが、これでは非常事態を生ずるのを防ぎますために、法人による農業經營に移りました後でも、やはり選舉権、被選舉権を認める必要がありますので、このように改正をいたした次第でございます。

次に、有畜農家創設特別措置法の改正でございますが、これも、現在の法律では「農家」ということになっております。農家ということになりますと、家族の労力を中核とした農業生産体というふうに農家を考えますれば、数個の農家が集まつて法人經營を行なう場合には「農家」に含まれないというような問題がござりますので、これは最近の法人經營の実情なり組織なりといつたことを考えて、法人によります場合には農業經營の道を開こうという措置の趣旨からしますと、法人經營を行ないます場合にもやはり家畜の導入を認めた方がいいという考え方からいたしまして、これが可能となりますよう規定の整備をはかつたわけでございます。

次に、土地改良法の一部改正でございますが、これは、御承知のように、三十二年に改正になりました際に、從来埋め立てまたは干拓に必要な土地の買収を農地法でやっておりましたのを、今度は特定土地改良事業として行なうということにいたしまして、今まで自作農創設措置特別会計に属しております埋め立てまたは干拓に必要な土地を、特定土地改良事業特別会計に移したわけでございます。でありますので、この土地につきまして、先ほど八十条で申し上げましたと同じような事情がございますので、これらも従前の

所有者に加えまして一般承継人といふことをつけ加えたわけでございます。
最後に、果樹農業振興特別措置法案が今出ておりまして、これは改正でございますが、これは目下御審議をいただいておりますが、これは、果樹農業者の二人以上からなる集団または果樹農業者が構成員となつてゐる法人が都道府県知事の認定にかかりますところの果樹園の経営計画に基づいて果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なおうとする場合に、果樹農業振興資金を長期・低利で貸し付ける、これによりまして樹園地の集団化あるいは生産から販売までの諸過程の共同化を促進していくこうといふような目的になつておりますが、この場合に、「果樹農業者が構成員となつてゐる法人」ということがございますと、これは、総合農協あるいは特殊農協その他たとえば立場方式のように、個別經營をそのまま残しておきまして、法人が農機具なり施設を持つておつて、それを労働力とともに個人に提供するといふなります法人でありますればこれはさしつかえないのでございますが、農業經營のみを行なう法人といふになりますと、これはこれに含まつてこないのじゃないかといふことがあります。

ましては、実は、構造政策の問題としまして、農地制度につきましてかなり具体的な改正の方向といいますか示唆を受けております。これは農地法全般にわたりますよろんな大きな問題をかなり具体的に示唆をされております。われわれといたしましても、答申にもございましたように、答申が出来ましてから一年内にぜひ結論をつけるようにと、いろいろな要望もございますので、実は、答申を受けまして、農地法全般をどういうふうに構造政策なり何なりと合わせて改正すべきかということにつきまして検討を進めることにいたしております。農業法人問題につきましても、御承知のように、あの中で、農業経営でありますとかあるいは農業組織といふような名前でもかなり議論されておりまして、協同組合の役割でございますとか、あるいは会社によります農業法人の役割といふようなことにも触れてございます。でありますので、私どもとしましては、基本問題調査会から出ましたいろいろな答申につきましては、慎重に検討いたしまして、実は農業法人問題も含めまして全般的に農地法の改正につきまして検討するという態度でおるわけでございますが、今御審議願います法律につきましては、先ほど申し上げましたように、法人の形態というものにつきまして、ある一定の形態を認めまして全部それでもって指導していくといふような形をとりませんで、これにつきましては、今申し上げました基本的な問題もございますので、もう少し時間をかけていただいて検討したい、その間は、今申し上げましたように農民の自主的な選択にまかせるというような態度でこの問題は暫

○吉川委員長 次に、酒折農協部長。
○酒折説明員 引き続きまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案の提案の趣旨につきまして、補足説明を申し上げます。
農業協同組合法の改正は、農業法人制度の法的措置を講ずるための当面の措置の一つでありまして、農地法の改正により現行制度に基づく法人組織に農業經營の道が開かれることになりますので、これに伴い農業協同組合においても農業經營をその事業として行なうことができるよう関係規定の整備を行なおうとするものであります。
従来の農業協同組合は、信用、販売、購買、共済等の事業を通じて組合員たる農民の個別の經營の育成発展に資することをその建前としており、農業協同組合が組合員たる農民の個別の經營を吸収し、みずから独立の事業主体として農業經營そのものをその事業として行なうことは、現行法においては認められていないのです。しかししながら、最近見られますよくな農業經營を法人組織により行なって農業生産の合理化をはかるとする要請にこたえるには、このための道を開く措置が必要と考えられるのであります。
従いまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案におきましては、改正点の第一としまして、農業協同組合が農業經營をその事業として行なうことができるることとしております。ここに農業經營と申しますのは、農業協同組合が独立の事業主体としてみずから農業經營に伴う危険負担を負い、組合員の協同により耕作、養畜または養蚕

の事務を行なうことを行なうのであります。改正後の農地法の適格法人として設立の予想されます法人には、協同組合組織によるもののはかそれに各種の会社形態によるものが考えられるのであります。これらの農業法人には、農業協同組合に准組合員として加入させ、農協系統組織の一環としてその事業の円滑な運営に資せしめる必要があります。しかしながら、現行法の規定におきましては、株式会社、有限会社の物的会社が准組合員資格ある農民の組織する団体に該当しないのではないか等といふ疑義もありますので、このたびの法律改正を機会に、この疑義の余地をなくするため、規定の整備をすることとしております。

改正点の第三としまして、農業経営のみを行なう小規模の農業協同組合の設立を認めることとしたことであります。現行法のもとにおきましては、農業協同組合の設立には十五人以上の組合員が必要とされているのですが、肥培管理、飼育等の農作業を中心とする業務とする農業經營にありますのは、とりわけ組合員相互間の強い結合が要求されるために、二戸、三戸といつた血縁的または地縁的結合に基づくものも少なくないと予想されます。

改正点の第二は、農業協同組合の准組合員資格に関する規定を整備したことであります。改正後の農地法の適格法人として設立の予想されます法人には、協同組合組織によるもののはかに各種の会社形態によるものが考えられるのであります。これらの農業法人には、農業協同組合に准組合員として加入させ、農協系統組織の一環としてその事業の円滑な運営に資せしめる必要があります。しかしながら、現行法の規定におきましては、株式会社、有限会社の物的会社が准組合員資格ある農民の組織する団体に該当しないのではないか等といふ疑義もありますので、このたびの法律改正を機会に、この疑義の余地をなくするため、規定の整備をすることとしております。

改正点の第三としまして、農業経営のみを行なう小規模の農業協同組合の設立を認めることとしたことであります。現行法のもとにおきましては、農業協同組合の設立には十五人以上の組合員が必要とされているのですが、肥培管理、飼育等の農作業を中心とする業務とする農業經營にありますのは、とりわけ組合員相互間の強い結合が要求されるために、二戸、三戸といつた血縁的または地縁的結合に基づくものも少なくないと予想されます。

で、農業經營のみを事業とする場合に限り、組合員の最低数を五人に引き下げ、「小規模な農業協同組合組織の設立」を認めることとしております。

この組合員数の引き下げに伴いまして、役員の數につきましても、現行法の理事五人以上、監事一人以上とあるのを、理事三人以上、監事一人以上に引き下げるほか、組合員数が五人未満となつた場合には法律上当然解散をする等の措置を講ずることとしておりります。

なお、従来の農業協同組合組織は、主として信用、販売、購買、共済等の流通関係の事業を行なつてきておりますために、ただ農業協同組合と言いたい場合は、流通関係の事業を行なう農業協同組合を思い浮かべるのが通例であるとも考えられますので、これらの農業協同組合との誤認を予防するため、農業經營のみを行なう農業協同組合の名称を農業生産協同組合として、これら農業協同組合と区別することとしております。

改正点の第四は、剩余金の配当の方法として、従事分量配当の方法を認めることとしたことであります。現行法のもとにおきましては、出資組合の剩余金は、法定準備金、法定繰越金等の引き当て及び出資に対する配当を行なつてなお剰余があるときは、組合員の利用分量の割合に応じて配当するものとされておりますが、農業經營の事業にありましては、組合員の従事行為による業務の種類、組合の業務に従事した時間その他組合員の業務に従事した程

度に応じて剩余额の配当を行なふことができるとしております。

なお、農業協同組合法の改正に伴いまして、農業經營のみを行なう農業生産組合につきましては、法人税法、地方税法及び租税特別措置法の整備を行なうこととしております。これは、農業生産組合と同組合で、その事業に従事する組合員に対し給与を支給しないものには、一般的の農業協同組合と同様に、法人税及び事業税につき、特別税率の適用、併事分量配当の損金算入、協同事業用機械等の三年周五割増償却及び再建整備を行なう場合における留保所得の非課税の特例を認めるが、その事業に従事する組合員に対し給与を支給する農業生産組合に限りこれらの特例を認めたいものとすることを内容とするものでありまして、このように事業經營の実質により税法上の取り扱いを区別することは、すでに漁業生産組合及び森林生産組合につきまして確立された税制であります。

以上が農業協同組合法の一部を改定する法律案の概略であります。この法律改正を行ないまして後、なお、農業協同組合がみずから事業主体としてトより一そなうの生産性の向上及び経営の合理化をはかりながら、同時に、零細經營の克服、經營形態の近代化、經營方法の高度化等のいわゆる農業の構造問題の解決の一環として機能し得るためにはその組織・運営をいかにあらしめるべきかという根本的な問題につきましては、組織法たる農業協同組合法の

基本理念にかかる問題であるのみならず、農業の構造政策の基本にもつながる重要な問題でありますので、これらの点につきましては、農業経営の実態、農業法人の業務運営の実情をも勘案いたしまして、農業協同組合制度全般の問題として今後とも引き続き根本的に検討をいたしたいと考えております。

このように、このたびの法律改正は、法人組織により農業経営を行なおうとする農民の創意と要請にこたえて、農業協同組合について農業経営を行なう道を開くための措置でござりますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○吉川委員長 ただいま補足説明を聽取いたしました両案に対する質疑は後日に譲ります。
次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

〔参照〕

開拓農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)に関する報告書
開拓者資金通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)に関する報告書
開拓者資金通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員会議録第十四号中正誤
一六二条 第二項 行誤 ページ